

## 指定金銭信託約款

## 第1条（信託目的・追加信託・証券類の受入れ等）

- (1) 委託者は、この証書面（または通帳）記載の金銭を受託者のために利殖する目的で信託し、当行は受託者としてこれを引受けました。
- (2) 委託者は当行の承諾を得ていつでも信託金を追加することができます。
- (3) この信託契約は、当行が信託金を受入れた日を信託契約日または追加信託日とします。
- (4) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を信託契約日または追加信託日とします。受入れた証券類が不渡りとなったときは信託金にはなりません。不渡りとなった証券類は、証書と引き換えに（または通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ）受入店で返却します。

## 第2条（信託期間）

- (1) 信託契約の期間は、信託契約日に始まり、証書面（または通帳）記載の信託金お支払日の前日（以下「信託期間満了日」といいます）をもって終わるものとします。なお、委託者および受益者のお申出により延長することができます。
- (2) 追加信託日から信託期間満了日までの期間が満2か年に満たない場合には、信託期間満了日は、前項にかかわらず追加信託日から満2か年後に延長されます。ただし、追加信託の方法により受取ることとした第9条第1項第4号に定める収益金については、この限りではありません。
- (3) この信託契約は、信託期間満了日の前に解約できません。ただし、やむを得ないご事情のため委託者のご同意を得て受益者から全部または一部の解約のお申出があり、当行でこれを認めるときは全部または一部の解約に応ずることがあります。
- (4) 前項のお申出は、委託者の死亡の後には、受益者だけでできます。

## 第3条（運用）

- (1) 当行は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産（信託元本として引受けた金銭及びその運用により取得した財産をいいます。以下同じ）の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用するものとします。
  - ① 貸付金、手形の割引
  - ② 国債、地方債、社債（社債の引受権を表示する証書を含みます）、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券
  - ③ 預金等、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
  - ④ コマーシャルペーパーその他の有価証券
  - ⑤ 信託受益権および信託受益証券（当行を受託者とするものを含みます）
  - ⑥ 株式（新株予約権証券を含みます）および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
  - ⑦ 不動産
  - ⑧ 前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
  - ⑨ 前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産
- (2) 当行は、信託財産に属する有価証券を、貸付に運用することがあります。
- (3) 当行は、信託財産の価格変動および為替変動に備え、またはその効率的な運用に資するため、有価証券・通貨・金利等に係る先物取引・指数先物取引・オプション取引・スワップ取引等（外国為替の売買予約を含みます）を行うことがあります。
- (4) 当行は、信託財産を担保に供して借入をすることがあります。この借入金は信託財産に属し、この信託金と同一の方法により運用します。

## 第3条の2（当行等との取引）

- (1) 当行は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項第2号ホに定める場合に該当するときは、次の各号に掲げる取引を行うことがあります。
  - ① 信託財産を当行の預金に運用する取引：この場合、当行店頭金利に表示（揭示、備置き等による方法を含みます。以下同じ）する利率によるものとします。
  - ② 信託財産を当行の銀行勘定に運用する取引：この場合、当行店頭に表示する利率で付利します。
- (2) 当行は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、次の各号の取引を、当行の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となって行う取引を行う場合を含みます）、当行の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める「利害関係人」をいいます。以下同じ）または他の信託財産との間で行うことがあります。
  - ① 前条第1項各号に掲げる財産の運用取引（貸付金・有価証券等の売買取引等を含みます）
  - ② 前条第2項から第4項に掲げる取引
  - ③ 為替取引その他効率的な信託財産の運用に必要な取引
- (3) 当行は、前項に定める取引を行う場合には、次の各号のいずれかにより行うことができます。
  - ① 取引所価格または前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額もしくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額に基づく取引条件によること
  - ② 市場価格等の公正な条件によること

- ③ 鑑定評価を踏まえて調査した価格による取引であること
  - ④ 当行の店頭に表示する利率等の公正な条件によること
- (4) 当行は、必要があると当行が認めた場合には、信託財産に属する貸付金等とこの信託の信託財産に属さない債務との相殺をし、または当該貸付金等の借り主と相殺の約定（借り主からの相殺の約定を含みます）をすることができます。

#### 第3条の3（競合行為）

- (1) 当行は、当行が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為（以下「競合行為」といいます）について、当行の銀行勘定または当行の利害関係人の計算で行うことができるものとします。
- (2) 当行は、前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- (3) 第1項の定めにかかわらず、当行は、同項の競合行為を行うことが法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

#### 第4条（合同運用）

- (1) 信託金は、この信託約款に基づき運用方法を同じくする他の信託金と合同して運用します。
- (2) 前項に基づき合同して運用した信託財産（以下「合同運用財産」といいます）について生じた損益は、第9条および第12条に定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。

#### 第5条（信託の登記・登録の留保等）

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために当行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (4) 動産（金銭を除きます）については、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 第5条の2（信託業務の委託）

当行は、信託業務の委託を行いません。

#### 第6条（元本補てん・利益補足・予定配当率）

- (1) 信託金の元本に欠損が生じた場合には当行は信託終了のときに完全にこれを補てんいたします。当行が補てんする欠損は、信託法第13条に定める一般に公正妥当と認められる会計の慣行および本約款第12条の規定に基づき計算された信託終了時の欠損をいいます。ただし、当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当行に対する与信等に係る損失は、当該欠損額から控除します。
- (2) 当行は、貸出先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等の信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託収益が予定配当に不足する場合であっても、利益の補足は行いません。
- (3) 当行は、合同運用財産の状況および金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間（および信託元本の額）等に応じて予定配当率を決定し、信託金の各受益者ごとに示します。なお、各受益者に分配する収益金の額は第9条または第12条に定める方法により計算し、受益者に示した予定配当率は、これを保証するものではありません。

#### 第7条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払います。

#### 第8条（収益金の計算日）

この信託は、毎年3月・9月の各25日および信託終了日において、受益者の収益金の額の計算を行います。

#### 第9条（利益処分・信託報酬・収益金分配等）

- (1) 合同運用財産について生じた毎年3月・9月の各25日（以下「計算期日」といいます）における前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間（以下「計算期間」といいます）の利益は、計算期日に次の順序により処理します。
- ① 合同運用財産に属するそれぞれの信託金の元本に対し、第2項の定めに従い当行が決定する率（以下「信託報酬率」といいます）により計算される信託報酬（ただし、円未満の端数は切り捨てます）とその他の諸経費を控除します。
  - ② 信託金の運用により取得した信託財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
  - ③ 当該計算期日における合同運用財産での貸付金等の残高に対し1000分の3以内の割合で当行が決定する率により計算される金額を、貸付金等の貸倒れに備える目的で債権償却準備金に繰入れます。なお、債権償却準備金は翌計算期間において利益に戻入れます。
  - ④ 前各号の処理をした後の残額（以下「総収益額」といいます）は合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者に対する収益金として分配するものとし、当該計算期日の翌日以後に受益者があらかじめ指定した方法により金銭で支払います。なお、収益金の支払日が当該計算期日の翌々日以後となった場合も、収益金について付利は行いません。
- (2) 前項第1号に定める信託報酬率は、総収益額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額（当行が前回計算期日の翌日（ただし、前回計算期日の翌日以降受入れた信託金については、その受入日）に示した予定配当率と当該計算期間中の信託金の元本の残高により計算される額。以下同じ）の合計額が同額となるよう決定するものとします。ただし、信託報酬率が年8パーセントを超えるときは信託報酬率を年8パーセントとして計算される額を信託報

酬とし、信託報酬率が年0.01パーセント未満となるときは信託報酬率を年0.01パーセントとして計算される額を信託報酬とします。

(3) 総収益額は、合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとの予定配当額で按分比例して分配するものとします。

#### 第10条（信託の終了事由）

この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。

- ① 第2条第1項および第2項に定める信託期間の満了
- ② 第2条第3項ただし書に定める全部の解約
- ③ 第17条第3項に定める買取請求
- ④ 第11条に定める解約（以下、「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了」とします。）

#### 第11条（反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除）

(1) 当行は、次の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。

- ① 委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下本条において同じ。）信託監督人その他信託契約の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当すること、または共生者に該当すると認められる場合。共生者とは以下のイからホを指す。
  - イ、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ロ、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ハ、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ニ、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ホ、役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、信託監督人その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - イ、暴力的な要求行為
  - ロ、法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ニ、風説を流布し、偽計を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ホ、その他前各号に準ずる行為
- ④ この信託が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはその恐れがあると合理的に認められる場合。

(2) 受益者の指定または変更もしくは受益権の譲渡、質入れに際しては、第1項②のいずれかに該当する者、もしくは第1項③のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、受益者の指定または変更ならびに受益権の譲渡または質入を行ってはならないものとします。

#### 第11条の2（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）〈新設〉

- (1) 当行は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、委託者または受益者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、委託者または受益者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、追加委託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上残高のない口座は、追加委託を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している委託者または受益者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、追加委託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加委託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

#### 第12条（信託財産の交付）

- (1) 第10条第1号に掲げる事由により信託が終了したときは、前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの日数、前回計算期日の翌日に当行が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの信託金の元本の残高により収益金の額を計算し、信託期間満了日の翌日以後に、信託金の元本とともに受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (2) 前項においてお支払のお申出が信託期間満了日の翌々日以後になされた場合、信託期間満了日の翌日からお申出日の前日までの収益金については、お申出日に、当行店頭に表示する普通預金利率により計算して合同運用財産の中から金銭で支払います。ただし、当該お申出が信託期間満了日の翌日以後初めて到来する計算期日の翌日以後になされた場合のこの収益金については、信託期間満了日の翌日から当該計算期日までの収益金を当該計算期日に当行店頭に表示する普通預金利率により計算して当該計算期日の翌日以後に、当該計算期日の翌日からお申出日の前日までの収益金を当該お申出日に当行店頭に表示する普通預金利率により計算して

当該お申出日に、それぞれ合同運用財産の中から 金銭で支払います。

- (3) 第10 条第2号に掲げる事由により信託が終了したときは、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以後1度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ）からお申出日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当行が示した予定配当率および前回計算期日の翌日からお申出日の前日までの信託金の元本の残高により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料（ただし、信託契約日からお申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします）を差引いた後の残額を、解約のお申出日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (4) 反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降1度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ）から解約日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当行が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から解約日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当行所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、前項に定める解約手数料と同額の解約調整金（ただし、信託契約日から解約日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします）を差し引いた後の残額を、解約日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (5) 前各項の収益金の額は、各項の定めにかかわらず、当該信託金の受益者に帰属すべき金額（それぞれのお申出日において第9 条の定めにした方法により計算した場合に求められる金額）を限度とします。
- (6) 信託期間満了日前に受益者から一部の解約のお申出があり当行がこれを認めた場合には、お申出日に、お申出の額から解約手数料を差引いた後の残額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。なお、その後信託が終了した場合で、信託契約日以降に生じた税引後の収益金の額が既に差引いた解約手数料の額を下回るときは、その差額を当該お申出日に受益者に金銭で返戻します。
- (7) 第10 条第3号に掲げる事由により信託が終了したときは、お申出日に第3項に定める方法により支払います。ただし、当行が認めるときは、解約手数料を差引かないことがあります。
- (8) 第3項、第6項、および第7項の解約手数料は、それぞれのお申出日に当行が決定し当行店頭に表示する解約手数料とします。なお、解約手数料は、金融情勢の変動等により変更されることがあります。
- (9) 第3項、第6項および第7項の解約手数料は、各項の定める方法によらず、別途の方法で受益者から受領することもできます。
- (10) 信託の終了の際には、証書（通帳）と当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し当店に提出してください。なお、第4項の信託の終了の場合には、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 第13 条（受益者への報告事項等）

- (1) 当行は、次の各号に掲げる書面について、当該各号に掲げる方法により受益者にお知らせします。
  - ① 第9 条第1項第4号の収益金の額および支払方法を記載した書面 受益者への交付
  - ② 信託終了時の最終計算を記載した書面 受益者への交付
  - ③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2 条第1 項において準用する信託業法第27 条第1 項に定める信託財産状況報告書および信託法第37 条第2 項に定める財産状況開示資料：当行店頭での書類の備置き、閲覧（なお、受益者から照会があった場合には当行はすみやかに回答するものとします）
  - ④ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2 条第1 項において準用する信託業法第29 条第3 項に従い信託財産と当行の銀行勘定、当行を受託者とする他の信託財産、当行の利害関係人との取引の状況を記載した書面 当行店頭での書類の備置き、閲覧（なお、受益者から照会があった場合には当行はすみやかに回答するものとします）
- (2) 当行は、前項第3号の備置きにより、信託法第3 7条第3項の報告に代えるものとします。
- (3) 当行は、信託法第31 条第3項の通知に代えて第1項第4号の書面を当行店頭で備置き、閲覧に供するものとし、信託法第31 条第3項の通知は行わないものとします。
- (4) 受益者は、信託法第37 条第2 項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第3 8条第1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (5) 委託者と受益者が異なる場合において、当行は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。
- (6) 当行は、この信託約款に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

#### 第14 条（善管注意義務）

- (1) 当行は、この契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、信託財産について生じた一切の損害について責任を負いません。
- (2) 当行がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。
- (3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると当行が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し、当行が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でないとき当行が認める場合は、この限りではありません。

#### 第15 条（権利の消滅）

- (1) 当行が当該信託財産を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に係る「休眠預金等」として、休眠預金等移管金を預金保険機構に納付したときは、その権利は消滅し、受益者は預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。

- (2) 第1項の「休眠預金等」とは、当該信託財産に係る最終異動日から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法の施行に伴う詳細については、第15条の2から第15条の4によります。
- (4) なお、「休眠預金等活用法」に係る「休眠預金等」に該当せず、第9条および第12条において、当行の責に帰さない事由によって信託財産の交付ができない場合で、受益者が信託期間満了日の後10年間当行に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は当行に帰属するものとします。

#### 第15条の2（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、この信託財産について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 一部解約（委託者のご同意を得て受益者からお申し出があり、当行でこれを認めた場合に限りです。）信託金の追加、その他の事由により信託財産の額に異動があったこと（当行からの収益金の分配に係るものを除きます。）
- (2) 受益者から、この信託財産について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この信託財産が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りです。）
- ① 公告の対象となる信託財産であるかの該当性
  - ② 受益者が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

#### 第15条の3（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この信託財産について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 第15条の2に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、信託財産に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当行が受益者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が受益者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が受益者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りです。
  - ④ この信託財産が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、信託財産に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 信託期間、計算期間または償還期間の末日
  - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この信託財産について支払が停止されたこと当該支払停止が解除された日
  - ③ この信託財産について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと当該手続きが終了した日

#### 第15条の4（休眠預金等代替金の支払に係る申し出の委任）

- (1) この信託財産について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、受益者は、当行を通じてこの信託財産に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、受益者は、当行に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 受益者は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ① この信託財産に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
  - ② この信託財産に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、受益者に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当行がこの信託財産に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、受益者が当行に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって支払うこと

#### 第16条（受益者・受託者の変更等）

- (1) 委託者は、当行の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。
- (2) 受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (3) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。
- (4) この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

#### 第17条（信託約款の変更）

- (1) 当行は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、または委託者および受益者の全ての同意を得て、この信託約款を変更できるものとします。
- (2) 当行が金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内（1ヶ月以上とします）にその異議を述べるべき旨の公告をすることとします。
- (3) 前項において委託者または受益者が前項の期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合

には、受益者は当行に対して受益権の買取を請求することができます。この場合、第2条第3項の規定にかかわらず、当行は第12条第7項に定める解約手続きを行うこととします。

(4) 第2項の公告は、電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊新聞に掲載する方法により行います。

(5) この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

#### 第18条（譲渡・質入）

(1) この信託の受益権は、当行の承諾がなければ譲渡または質入することはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には当行所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款に同意することを条件とします。

#### 第19条（印鑑届出・印鑑照合）

(1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者のご印鑑は、委託者からあらかじめ当店に届出のものとしてします。

(2) この信託に関する解約請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第20条（届出事項の変更、証書等の再発行等）

(1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに当店にお申出のうえ、当行所定の手続きをお取り下さい。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 信託証書、通帳または印章の喪失もしくは毀損。
- ② 印章、名称、住所その他の届出事項の変更。
- ③ 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の異動。

(2) 前項の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いまたは信託証書（または通帳）の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 信託証書（または通帳）を再発行する場合には、当行店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

#### 第21条（受益債権の相殺等）

(1) 当行は、信託期間満了日が未到来であっても、受益者と別に約定した場合には、その定めにしたがい、この信託の受益債権と当行のその受益者に対する貸付金等の債権（この信託の信託財産に属さない債権を含みます。以下同じ）とを相殺することができます。また、相殺によらず、この信託を解約し解約金を債権の弁済に充当することもできます。この場合の手続き、計算方法等については別に約定した定めにしたがいます。

(2) 受益者は、信託期間満了日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ）と相殺する場合に限り当該相殺金額について信託金の元本に係る受益債権と当該債務とを相殺することができます。なお、受益債権に受益者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で受益者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。また、受益者が相殺の対象とする当行に対する借入金等の債務が銀行勘定からの債務である場合、受託者たる当行が相殺対象となった受益債権を代位取得するものとし、当行は当該受益債権と銀行勘定貸その他信託財産からの債務との相殺を行いません。

(3) 前項により受益者から相殺する場合には、次の手続きによるものとしてします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書（または通帳）は届出の印章により押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この受益債権で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、受益者の保証債務から相殺されるものとしてします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとしてします。

(4) 第2項により受益者から相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとし、外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとしてします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとしてします。

(5) 第2項により受益者から相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしてします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしてします。

#### 第22条（信託分割等）

当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当行は、預金保険法の保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に該当する受益権（以下「付保受益権」とします）の受益者に対する元本補てんの履行、および保険事故等が発生した後の信託目的を達成するための事務を円滑に行うことを目的として、本信託受益者の利益に資する条件を定める限りにおいて当行の判断により信託を分割することができるものとし、当該分割は当行の定める時点において効力を生じるものとしてします。この場合、当行は、信託分割における主要な事項について、インターネットの利用その他の一般に周知する方法として適切な手段と考えられる方法により事前に公表するほか、遅滞なく通知または公告を行うものとしてします。また、当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合において、この信託又は分割により新設された信託について、清算することが受益者の利益に資するものと当行が判断したときには、信託を終了することとしてします。

第23 条（成年後見人等の届け出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、委託者に補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。委託者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出るものとします。
- (2) 家庭裁判所の審判により、委託者に任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに委託者が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

第24 条（通知のみなし到達）

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 前項の規定は、当行が委託者または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

第25 条（新法の適用・引用条文等の変更）

- (1) 本信託には新法（信託法（平成18 年法律第108 号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18 年法律第109 号）による改正後の法律）が適用されるものとします。
- (2) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番変更等が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

第26 条（指定紛争解決機関名称）

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人 信託協会（連絡先：信託相談所 電話番号：0120-817-335 又は:03-3241-7335）とする。

以上

2020 年 4 月改訂